休業をした職員、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をした職員、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項若しくは第八十九条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員若しくは令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第七項に規定する派遣職員が職務に復帰する日又は判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第四項の規定により弁護士となってその職務を行う職員が同条第七項に規定する弁護士職務経験（第五条第二号において「弁護士職務経験」という。）を終了する日までの間に占める官職

十三・十四　（略）

（人事院規則一八―〇の一部改正）

第二十五条　人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（派遣除外職員）	（派遣除外職員）
第一条　派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。	**第一条**　派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
十二　令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第七項に規定する派遣職員	（新設）
十三　（略）	十二　（略）

（人事院規則二一―〇の一部改正）

第二十六条　人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（交流派遣の対象から除外する職員）	（交流派遣の対象から除外する職員）
第五条　官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。	**第五条**　官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
十二　令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第七項に規定する派遣職員	（新設）
十三　（略）	十二　（略）

（人事院規則二四―〇の一部改正）

第二十七条　人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（派遣除外職員）	（派遣除外職員）
第三条　法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。	**第三条**　法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
一～九　（略）	一～九　（略）
十　令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第七項に規定する派遣職員	（新設）
十一・十二　（略）	十・十一　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。